

平成 15 年 12 月 12 日
於：共用会議室(G・H)

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会議事録

農林水産省

目 次

1 . 開 会	1
1 . 部会長あいさつ	1
1 . 総合食料局次長あいさつ	2
1 . 議 事	
(1) 諮問及び諮問の説明	3
(2) 麦に関する資料説明	4
(3) 米穀に関する資料説明	10
1 . 質 疑 等	13
1 . 答申の取りまとめ	33
1 . 閉 会	34

開 会

中村食料企画課長 それでは、定刻となりましたので、総合食料分科会の食糧部会を開会させていただきます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、麦の標準売渡価格、それから平成16年1月から3月の米穀の標準売渡価格、この2点につきまして御審議いただきたいと思っております。このうち、2点目の米穀の標準売渡価格につきましては、さきの食糧法の改正によりまして、平成16年4月以降の政府米の買入れ、売渡し、これにつきましては入札を基本として行うということとなっておりますので、本日は来年3月までの売渡価格という期限付きの諮問をさせていただくことになっております。

委員の皆様のお出席の状況でございますけれども、生源寺委員、岩田臨時委員におかれましては、都合がつかず、御欠席ということでございます。それから、吉水臨時委員につきましては遅れて御出席という御連絡をいただいております。このため、本日は2名の委員と14名の臨時委員の皆様のお出席となりますので、審議会令第9条の規定によりまして部会は成立ということでございます。

では、これ以降につきましては、部会長、よろしく願いいたします。

部会長あいさつ

八木部会長 前回に引き続きまして御多用中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま食料企画課長からお話ございましたが、本日は、麦の標準売渡価格並びに平成16年1月から3月までの米穀の標準売渡価格につきまして御審議をお願いいたします。

本日の議事の進め方につきまして御説明いたします。

まず、麦及び米穀の標準売渡価格について諮問をいただきます。

続いて、事務局から麦、米穀の順に関係する資料の説明を受け、質疑・意見開陳の時間を設けます。意見開陳と申しますのは、事務局の価格案に対して賛成あるいは反対という、そういう意見表明をいただくということでございまして、米価審議会のころからの言葉ではないかと思うんですけれども、意見開陳をいただきたいと思っております。質疑・意見開陳は、最初に麦の標準売渡価格について行い、次に米穀の標準売渡価格について行いたいと思っております。

質疑・意見開陳が終了した時点で休憩に入り、世話人の方々を中心といたしまして、答申案の作成を行いたいと思います。

答申案の作成が終了した時点で、審議を再開し、答申を取りまとめ、おおむね16時ごろを目途に終了したいと思います。

このような手順で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

総合食料局次長あいさつ

八木部会長 それでは、まず伊藤総合食料局次長からごあいさつをお願いいたします。

伊藤次長 委員の皆様におかれましては、先日、米の基本指針のお取りまとめをいただいたばかりでございますけれども、引き続きましてお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、麦の標準売渡価格と米穀の標準売渡価格等についての御審議をお願いするわけでございますけれども、まず麦につきましては、後ほど課長の方から詳しく御説明申し上げますけれども、麦の管理の状況、あるいは外国産麦の国際価格の動向、為替の動向、そして家計の動向、あるいは調製品の輸入動向、そういったことを総合的に考慮しまして、これを改定してはどうかということでございます。

具体的には小麦につきましては0.5%の引下げ、大麦については0.3%、はだか麦については0.2%の引下げ、そういうことではどうかということでございます。

なお、麦政策に関しては、去る10月にも御議論いただきましたけれども、今月の9日に本審議会に大臣から諮問を行いました。食料・農業・農村基本計画の見直しという中でいろいろ検討が進められる予定になっております。特に地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策ということが大きなテーマの1つになっております。そういった検討状況を踏まえながら、また麦政策自体としても担い手の重点化ですとか、品質問題等について早急に検討を進めていきたいと考えております。またいろいろ御意見をいただきたいと思います。

次に、米の標準売渡価格ですけれども、先ほど御説明しましたように、審議会に諮問して答申いただくという最後のものになります。米の需給動向、財政事情等を総合的に勘案して、据え置きということではどうかということでございます。

委員各位におかれましては、忌憚のない御意見をぜひいただきたいと思ひます。
簡単ですけれども、ごあいさつとさせていただきます。

八木部会長 ありがとうございました。

議 事

(1) 諮問及び諮問の説明

八木部会長 それでは、議事に入りたいと思ひます。

まず諮問をいただきたいと思ひます。諮問及び諮問の説明についてお願いいたします。

高本食糧貿易課長 資料1でございます。これは読み上げさせていただきます。

諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦政策の運営の状況、外国産麦の国際価格、為替相場の動向、家計の動向等の経済事情等を総合的に考慮し、これを改定してはどうかと考える。また、米穀の標準売渡価格については、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮し、これを据え置くこととしてはどうかと考える。これらについて食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成15年12月12日

農林水産大臣 亀井 善之

それから、資料2でございます。資料2は諮問の説明でございます。後でも詳しく御説明いたしますので、ポイントだけ御説明しますが、麦の標準売渡価格については食糧法に基づきまして定めるということでございます。

麦の経済事情を見ますと、国産麦については、麦の生産量は増加している一方で、外国産麦は国際価格が昨年に比べ落ちつきつつあり為替は円高基調でございます。他方で家計費についてはデフレ下の中で可処分所得が低迷しているといったような状況を総合的に考慮し、売渡価格について、これを改定してはどうかということでございます。

それから、米穀の標準売渡価格につきましては、同じく食糧法に基づきまして適切に決定するということでございますが、次のページにございますように、具体的には備蓄運営を的

確に行えることを旨とし、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮して据え置くこととしてはどうかと。また、ミニマム・アクセス輸入米についても同様に据え置くということでございます。

なお、実際の売却に当たっては、弾力的に予定価格の設定を行う必要がありますということでございます。

以上です。

(2) 麦に関する資料説明

八木部会長 それでは、次に関係する資料の説明を受けたいと思います。

まず、麦の政府売渡価格をめぐる状況、麦の標準売渡価格の決定内容(案)について食糧貿易課長からお願いいたします。

高本食糧貿易課長 それでは、座って御説明したいと思います。よろしく申し上げます。

横長の資料3をごらんいただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、「政府売渡価格の設定の考え方とこれまでの状況」でございます。

政府の売渡価格の設定の考え方は、食糧法第68条に規定しておりますが、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として決定するということとされております。

具体的には、右の方にイメージ図がございますが、いわゆる家計の安定が図られる価格、我々これを家計麦価ということでございますが、その範囲内において、国産麦に対する財政負担(A)と、売買差益(外国産麦を買って、それを売り渡す時の価格、売買差益)(B)イコールとなるようにということで設定をするということでございます。これを基本として算定するということでございます。後で具体的な数字はまた御説明したいと思います。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

これまでの売渡価格の設定につきましては、以上のような考え方によりまして、昭和61年以降、右の表にございますように、為替の動向、内外価格差の現状、あるいは国際化の進展等を踏まえまして、引下げ、あるいは据置きがなされておまして、トータルで、累計で約4割低下しているということでございます。

下の表でございますが、内外価格差の推移をごらんいただきますと、食糧部の買付価格と

政府の売渡価格は大体2倍ぐらいの水準にまで下がってきているということでございます。

次の3ページをごらんいただきたいと思いますが、最近の外国産麦、あるいは国内麦のコストがどういう形になっているのかということでございます。

まず外国産麦の状況でございますが、我が国は、アメリカ、カナダ、豪州、大体その3国から輸入してございますが、その外国産麦の輸出価格につきましては、14年、昨年、豪州、カナダにおきまして干ばつがございまして急騰いたしました、最近は落ちつきを取り戻しているということで、右のグラフをごらんいただければその状況をごらんいただけると思います。

為替につきましては、今日は107円ということのようでございますが、大体110円前後で推移してございます。参考に書いてございますが、外国産の小麦の買付価格はどういう構成になっているかということでございますが、実際私どもの買い付けは、外国で買ったものを日本の港まで持ってくるという価格で買い付けております。したがって、F O Bというのは、外国の港から出る時の価格でございます。フレート、これは運賃でございます。したがって、大体最近においてF O Bは182ドル、フレートはかなり上がっておりますけれども、最近51ドルということでございます。為替も110円ということでございます。

次の4ページは、一方で国内産麦の状況でございます。右に表がございまして、最近の流通量と助成金額の推移でございます。平成12年が60万トン程度ということございましたけれども、14年、15年、これは作況が108、109ということで増加しておりますし、それに従いまして助成金も増えているということでございます。16年は平年作ということで仮定いたしますと、76万トンということで推計をしております。

次に、5ページは最近の経済状況を少し御説明したいと思います。

(1)は家計費の動向でございます。冒頭少し申し上げましたけれども、食糧法の施行令によりまして、家計費の具体的な参酌の方法といたしまして家計麦価という算式が示されております。これは実際の算式は右に算式がございまして、家計麦価は、基準期間における小麦粉等の消費者価格 P_w に、可処分所得の変化率(I_0 分の I_1)を掛け、それから麦の加工、流通の費用を引いたもの、これが家計麦価というような算式になってございます。

左の説明にございますが、具体的には今申し上げましたが、売られています小麦粉の価格に可処分所得の変化率を乗じまして、それから小麦粉の加工流通経費を減じまして、そこから原料となる小麦粉の価格を求めるという算式でございます。この価格がいわゆる許容される上限ということでございます。

この算式に用いられます可処分所得は、右のグラフにございますが、家計調査等からとったものでございますが、最近はずっと100以下の水準で非常に低迷をしているということでございます。

同じくその算定に用いられます加工、流通の経費でございますが、企業努力、企業の合理化努力ということで、着実に減少しているということでございます。

次の6ページは、小麦粉調製品の輸入動向でございます。

実は小麦粉調製品、これは海外から自由に入ってこれるものでございまして、これが国内で生産される小麦粉と競合するわけでございます。関税率は、右に表がございまして、大体20%ということで、価格は安いということで、これは韓国を中心に増加してございました。申し遅れましたけれども、注にございまして、小麦粉調製品というのは、小麦粉の含有率が85%未満のものでございまして、例えば84%のもの、砂糖や粉乳をまぜる、あるいはでん粉等を一緒にして、それが菓子パン、あるいは菓子、あるいはうどんといったものに用いられるということでございます。

実際の輸入動向でございますが、真ん中の表にございますように、近年増加してございます。大体13万トン程度入ってきているということでございまして、その約6割が韓国から輸入されているということでございます。製品は、マカロニ、スパゲッティ、これはイタリアからの輸入が多うございますけれども、そういったものも増えている。それから、ビスケット、これは米国等からの輸入が主でございますが、これも増えているということでございます。

一方で、この調製品について2次加工メーカーから聞き取りをしたところによりますと、そこにはございますように、3割から5割程度の企業が価格が変化すれば使用量は変化する、価格が安くなれば使用量は増えているといったようなこととしておりまして、今後の動向を注目する必要があるということでございます。

次の7ページは、一方で製粉企業の経営動向でございます。右に表がございまして、これは製粉企業から2次メーカーに向かう工場出荷額といたしまして、販売価格でございますが、2次メーカーから値引きが要求され、販売価格が低下しているということで経営が非常に厳しくなっているということでございます。

このような中で、製粉企業の経営、特に営業の利益率を見ますと、右に表がございまして、約4割の企業が(1%から0%まで)という非常に低い営業利益率ということでございます。

次の8ページでございますが、前回の審議会でも御指摘をいただきましたけれども、麦を

めぐる事情の中で今後の課題ということを少しお示しをしたいということでこのページを作成してお示しをしたわけでございます。

今の麦の会計につきましては、右に図がございしますが、平成11年まで、これは政府買入れを行った時でございますが、政府の買入コストと売買差益はほぼ均衡していたわけですが、先ほども御説明したとおり、平成14年につきましては、麦作経営安定資金が、生産量が増加したということもございまして、その資金が増えたということでございまして、売買差益との差し引きをしますと、410億の赤字という状況になっているということでございます。

こういった中で、 にございですが、国内産麦につきましては、我が国の気象条件、土地条件のもとで品質の向上、あるいは生産性の向上に取り組んでいる産地も相当程度見られますが、全体としては遅れが見られるということで、いわゆる担い手への重点化、あるいは品質向上に資する観点に立って、民間流通の仕組み、政府の買入れ、麦作経営安定資金等の助成措置のあり方を検討の上、早急に改革をしていく必要があるというふうに考えております。一方で、外国産麦につきましても、その管理等のあり方を検討していく必要がございます。

この点につきましては、10月に生産者麦価を決めた時に、そこにございますように、麦の政策に関しまして、「新たな麦政策大綱」の推進状況、あるいは内外麦の管理状況を検証するとともに、地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策など、関連諸施策の検討状況を踏まえつつ、そのあり方を早急に検討していく必要があるということで決定されていることでございます。

以上の検討をしていく必要がございますけれども、参考として横長の大きいA3の参考2というものをお示しいたしました。これは今申し上げました「新たな麦政策大綱」につきまして検証したということでございます。御承知のとおり、次長の方からもごあいさつ申し上げましかつても、今週の9日に新たな基本計画の策定という作業がスタートいたしまして、農政の方向としてプロの農業経営というものへの支援の集中ということが打ち出されたところでございます。この点につきましては、配付資料の中にもその資料をお配りしてございますけれども、そういうことでございます。

そういうことで、私どもの麦政策の見直しに当たりましては、こういった農政の流れを踏まえた上で「新たな麦政策大綱」の成果、あるいは残された論点というものをしっかりと検証することが必要だというふうに私ども考えているわけでございます。

今ごろんになっているA3の資料、構成としましては、「需要に応じた生産の推進」、それから2枚目が「生産者の経営の安定」、それから「内外価格差の縮小」といったもので分けて検証したものでございます。全部を御説明していますと長くなりますので、ポイントだけを申し上げたいと思います。

「需要に応じた生産の推進」、これは1ページでございますが、いわゆる民間流通への移行によりまして、先ほど申し上げました品質向上等に対しまして相当努力をしている産地が見られるわけですが、転作地域を中心に品質や生産性の向上が遅れているということでございます。その原因としまして、資料の右端でございますが、例えば情報交換が不十分である。実需者のニーズが生産者まで伝わっていないといったようなこと。あるいはいわゆる助成金

生産者の手取りの約4分の3を占める助成金につきましては、品質に係るメリハリがない。あるいは転作助成金につきましては、それと比較して、それが高い水準ということで、良品質に係る生産者の意識が薄いといったようなことが考えられるということでございます。

2ページの上の方には「生産者の経営の安定」ということでございます。麦作経営安定資金の助成体系そのものは民間への円滑な移行ということ、あるいは生産者の経営の安定に寄与しているというふうに考えておりますが、ただ、実態上は政府麦とほぼ同じ助成体系でありまして、品質向上のインセンティブというものが無いということで、品質向上の遅れの大きな原因になっているのではないかと。また、先ほど申し上げました事情でありますけれども、生産が増加して、財政負担が大きく増加しているという状況でございます。

下の方に「内外価格差の縮小」という項目がございますが、いわゆるコストプール方式ということでは、国内の生産の増というのが売渡価格の上げ要因ということでございますが、一方で、売渡価格そのものは家計麦価の制約等もございまして、引上げ困難ということもございまして、この分は赤字等を出しているという状況でございます。

次のページは、「輸入等経費の削減」でございます。これは私どもが実際に国家貿易企業として輸入しているいろいろな実務上の経費の削減でございます。そこにはございますように、大型船、いわゆる4万トン級の船を活用するとか、あるいは事務人件費の削減に努めてきておりますけれども、備蓄に伴う保管コスト、港湾施設等の大型化の導入ということが制約をしているということから、大体約2万5,000円から3万円のいわゆる買付代に対しまして約4,600円の輸入コストがかかっている状況でございます。

そのほか、製粉企業、製粉業界の体質の強化をやっていく必要がある。

それから、技術開発、あるいは生産対策につきまして一応検証しているということござ

います。

参考までにお示しをしたわけでございます。

以上がめぐる事情ということでございます。

次に資料4をごらんいただきたいと思います。「麦の標準売渡価格の決定内容(案)」という横長の資料でございます。

ページをめくっていただきまして1ページでございます。具体的なコストプールの算定でございます。

の外国産小麦のコスト。これは右のイメージ図にございますが、政府が買入れる大体のコストを見込んでございます。内訳のところの括弧書きにございますが、FOB価格をトン当たり176ドル、為替レートを110円ということで見込みますと、買入価格はトン当たり2万7,258円、それに政府の管理経費、トン当たり4,600円を加えまして、外国産の小麦のコストは3万1,858円ということでございます。

一方で、の網かけをした部分でございますが、これにつきましては、麦作経営安定資金が60キロ当たり6,251円ということでございます。それに民間流通量の76万1,000トンを掛けますと、その面積が出ますけれども、それを実際の政府の買入数量、約490万トンで割りますと、トン当たり、それが国内産小麦のコストの計算になるわけでございますが、1万8,099円ということでございます。その2つを加えますと、トン当たり4万9,957円でございます。現行の価格が、加重平均いたしますと、4万8,519円でございます。1,438円増加しなければいけないということで、3%の上げということでございます。

続きまして、2ページでございます。2ページは家計麦価による算定でございます。冒頭に家計麦価の考え方を御説明いたしましたけれども、実際の計算でございます。

まず小麦粉の消費者価格100キログラム当たりの価格でございます。これは右の算式の下に書いてございますように、直近3年における全国の小麦粉の消費者価格の平均値、これは私ども調査しておりますけれども、その値をとりますと、1万8,733円ということになります。

それから、家計費、いわゆる可処分所得の変動率を掛けるわけでございますが、分母は基準期間、これを私どもは過去3年をとっておりますが、全国の勤労者世帯1世帯当たりの可処分所得の平均値、これが47万5,207円、それを分子である比較期間、これは15年1月から9月までの全国と同じような可処分所得(46万1,833円)の平均値で割りますと変動率が出ます。それが0.972という数字になってございます。そうすると、マイナス2.8%でございます。それを掛けますと、家計費の動向を踏まえました小麦粉の価格の上限の額が出ます。これが

1万8,208円ということになります。

それから、でございますが、加工流通経費等、100キログラム当たりの加工流通経費1万2,732円という数字を引きますと、原料の小麦の上限価格、それが5,476円ということでございます。これに0.832という歩留りの数字を掛けますと、4,556円という数字が出てきます。これがいわゆる原料小麦の上限の価格ということでございます。これが現行の価格に比べまして23円の低下ということで、マイナス0.5%の下げということでございます。

大・はだかの上限価格につきましては、同様に計算しますと、そこに書いてございますように、0.3%、はだか麦については0.2%の低下ということでございます。

3ページをごらんいただきますと、改定率の考え方でございます。

結論を申し上げますと、小麦の標準売渡価格につきましては、いわゆるコストプールの方式によりますと、3%の引上げということでございますが、家計費の動向等を踏まえて、0.5%の引下げとする。

また、大麦、はだか麦の標準売渡価格についても、大麦は0.3%、はだか麦については0.2%の引下げとするということでございます。

以上の資料で、あとは附録でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

(3) 米穀に関する資料説明

八木部会長 それでは、引き続きまして、米穀の標準売渡価格の改定内容(案)について計画課長から説明をお願いします。

今城計画課長 資料5をお開きいただきたいと思います。「米穀の標準売渡価格の改定内容(案)」という表紙がついております。

おめくりいただきまして、説明をさせていただきます。

「政府売渡米価(標準売渡価格)の改定の考え方」

国内産米の標準売渡価格につきましては、食糧法のもとで、政府米が備蓄運営の機能を有することを踏まえながら、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めるといふふうに規定されているところでございます。

2番でございます。「米穀をめぐる事情」というところでございます。

最近の需給動向。これは先般のこの食糧部会でも皆さんに御審議いただきましたが、最近の米穀の全体需給は15年産米の作柄、これは作況指数90ということでございます。このことにより、自主流通米や政府米に対する卸売業の皆さん等の購入意欲が高まっております。したがって、販売量が大幅に増加をしているということでございまして、当初見込んでおりました在庫数量、本年10月末の国産米の在庫数量から大幅に縮小いたしまして、政府米が131万トン、自主流通米が13万トン、合計144万トンとなっております。これは実際にまだあるということでございますが、この中でも既に契約が進んで、まだ引き取りはされておられませんけれども、契約がこの先進んでおります。したがって、自主流通米等につきましては実質契約残はないというような状況になっております。

そういう状況を反映いたしまして、最近の国内産米の価格動向でございます。これは前年同期に比べまして、自主米センターの入札の指標価格ということで見ますと、1俵あたりおおむね5,000円から9,000円程度高い水準。割合にいたしますと、4割から5割高という状況で推移しているというところでございます。

なお、米を取り巻く環境の変化に対応いたしまして、消費者重視、市場重視の考え方に立ちまして、需要に即応した米づくりの推進ということを通じて、水田農業経営の安定と発展を図るという観点から、昨年12月に「米政策改革大綱」というものを策定いたしまして、本年7月には食糧法の改正ということも行っているところでございます。このような改革の一環として、来年、平成16年4月から計画流通制度の廃止等流通制度の改革というものが実施されることとなっているわけでございます。

このような一環から政府米の売渡しの方法も変わりますので、今回の売渡価格の諮問というのは3月までということの標準売渡価格になるということでございます。

また、本食糧部会で御審議いただきましたとおり、本年の作柄等の状況を踏まえまして、平成16年産米の生産目標数量、これは857万トン、転作規模では昨年15年産米と同等の106万ヘクタール相当ということを決定的にいただきましたし、また、都道府県別の配分の基本的考え方というものもお諮りした上で、その日、11月28日に各県への配分というものを実施させていただいたという状況にございます。

(2)でございます。「家計費及び物価の動向」というところでございます。

最近における家計費及び物価の動向でございます。総務省が発表いたしました10月の家計調査報告によりますと、家計の消費支出は引き続き減少傾向にございます。米支出につきましてもこれまで減少傾向にございましたが、10月は価格の上昇ということ踏まえまして、

前年同月比で18.2%の上昇という状況になっております。

また、同じく総務省の調査でございますが、10月の全国の消費者物価指数によりますと、総合指数自体は前年同月と同水準となっております、下落傾向ないしは横ばいという状況でございます。

このような中で米類の物価指数につきましては、現時点で前回の標準売渡価格の改定時、これは15年1月、1.4%下げた時と比べまして、12.1%の上昇という状況になっているわけでございます。数字を書いておりますが、申し上げますと、15年1月は96、15年10月は107.6ということになっております。

続きまして、政府管理コストですが、やはり備蓄米の保管期間の長期化、要するに古米の方が多くなっているというような状況等により、保管経費は高水準ということでございます。

このような状況でございますが、標準売渡価格の改定につきましては、以上のような状況を踏まえつつ、やはり消費者の家計を安定させることを考慮するというところでございますので、国内産米の標準売渡価格につきましては据え置くということにいたしたいと思っております。据え置きですので、現行、改定後、いずれも変わっておりません。1万5,925円。これはうるち玄米1～5類1・2等、包装費込みの平均ということでございます。なお、これは消費税額を含んでおりません。

類別等級別価格につきましても、この1～5類1・2等から開きます。3類の1等が中心になりますが、これが1万5,815円ということで、それぞれ類間の格差、要するに類が高い方が評価が高いお米ということでございますので、それぞれプラス1,400円、2類はプラス550円、4類はマイナス550円、5類はマイナス1,100円。さらに等級間格差につきましては、1、2等格差を600円ということで、これもいずれも据え置きということでございます。

おめくりいただきまして、3ページでございますが、なお、政府米の標準売渡価格を基準といたしまして、実際に定める売却する際の予定価格につきましては、品質、用途等の相違を参酌いたしますとともに、政府米の販売状況を考慮して、適切かつ弾力的に設定して販売してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、「ミニマム・アクセス輸入米」ということでございます。基本的にこれも据え置きということでございますが、ただ、価格の考え方だけ簡単に御説明しますと、輸入米の標準売渡価格につきましては、国内産米の価格水準というものから、歩留りですとか、搗精した場合の格差、こういうものを踏まえまして、適切な格差というものを設けてつくるとい

うことになっております。これにつきましても国内産米を据え置いているということでございますので、現行どおりの据え置きというふうにさせていただければと考えております。60キロ当たり1万1,738円ということでございます。

なお、このミニマム・アクセスの中にも銘柄区別価格というものがございまして、それぞれ国産米と同じ格差をつけまして、価格を開いております。

なお、Mというのはミディアム・グレインということでございまして、Lというのは長粒種、長い、ロング・グレインということでございます。

私の方からは以上でございます。

質 疑 等

八木部会長 それでは、質疑、意見開陳に移りたいと思います。

なお、昨年までは質疑応答を行った後にお1人ずつ意見開陳をしていただいたわけでありましてけれども、今回からは時間の関係もございまして、そのようなことは分けて行うことはせずに、御質問の際に適宜御意見もいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

冒頭御説明しましたように、まず麦の標準売渡価格に関して御質問等ございましたらお願いいたします。

小熊委員、どうぞ。

小熊委員 ありがとうございます。

本日関連しまして私の名前で参考資料を配付させていただいております。カラーコピーした資料がお手元の一番下の方に置いてあると存じますので、ごらんください。

麦の話をする前に、この資料の3ページ目に参考資料の2ということで、アレルギーに関する商品の資料を入れておきました。これはもうお忘れと思いますが、前々回、経団連の立花委員の方から御質問があって、その場でお答えできなかったもので、私どもでアレルギーのことについて、米関連商品についてはどんな状況かということで添付させていただきましたので、これは後でごらんいただければと存じます。

参考資料の1の方でございます。本日の議論の参考としてお役立ていただきたいということで添付させていただきました。

私ども生協では消費者の国産品が欲しいというニーズにこたえて、国内麦の商品について

この間一生懸命取り扱いをしてきたわけですが、今回この資料をつくるに当たって、改めて消費者ニーズが変化してきているということで、率直に申し上げますと大変厳しい状況だというふうに感じております。

1 ページ目は国内麦の小麦粉についての状況でございますが、2001年度から2002年度にかけて大きく変化をしております、10アイテムほど私どものCO-OPブランドの商品を開発しているのですが、全体の供給高は5億弱ですけれども、かつては6割近くあった国内麦が昨年度5割を割り込んでおります。価格対応の問題が非常に重要になってきているというのがこの1枚目でございます。

それから、2枚目ですけれども、国産麦を使ったスパゲッティですとか、あるいはホットケーキミックスですとか、うどんですとか、こういったものも商品開発をしているわけですが、開発担当者に聞きますと、大変な苦勞をしてこういった商品開発をしているわけですが、なかなか全体の売り上げとの関係で言いますと、それぞれウエートがそこにありますように大変難しい。特に品質問題ですね。品質のあり方が非常に重要だということで、いわば日本の消費者に合うようなものに加工食品として作り上げていくということ考えた時の品質向上というのが極めて求められているとっておりました。

そういう意味では価格と品質というのは商品では当たり前の2つの大きなテーマなんですが、ここについての対応をきちんとしつつ、国産品ということを考えないと、国産だから高くてもいいとか、国産だから多少品質が落ちてでもいいというようには消費者ニーズはなっていないということをぜひ今後の議論で踏まえていく必要があるのではないかとお思います。

そうしたことも踏まえまして、本日御提案いただいた中身との関係でございますが、前回の麦の議論の時にありましたように、大事なことは麦改革をこれからどうするのかということがやはり重要とお思います。そうした意味で、本日参考の2ということでA3判の大きな資料でございますけれども、「新たな麦政策大綱」の検証」というものを御提示いただいたことは、前回の議論をきちんと踏まえていただいた事務局の御努力として敬意を表したいとお思います。

ただ、2点ほど、ここに注目しておいた方がいいのではないかとということで申し上げますと、1つが、参考の2の1ページ目に「需要に応じた生産の推進」という項目の中で、政府の無制限買入れの問題についてどうも言及がないわけでございますけれども、いわば政府麦というふうな意識から脱却できないで、そのことが品質向上のインセンティブとの関係で問

題ないのかという検証がどうも必要なのではないかなというのが1つ気になっているところ
でございます。

それから、4ページ目ですけれども、「産地協議会の設置等」という項目があるわけですが
けれども、この産地協議会、私は余り存じ上げないんですが、ここの中身が本当有効に機能し
ているのかということについてもきちんと検証するということが今後の改革の中で大事では
ないかなと思います。

その他、播種前契約ですとか、コストプール方式はまさに御指摘のとおり、非常に重要な
問題でございますので、ぜひそのことを踏まえて御検討いただきたいと思います。

最後に2つ質問ですけれども、1つは、この改革そのものはどんなペースで進められる御
予定なのかということが1点でございます。

それから、もう1つ、今日配られている資料で御説明がなかったと思うんですが、麦との
関連で、「麦の生産者に対する意向調査結果」という資料がお配りされているんですけれど
も、これについて何かあれば少し御説明いただいた方がいいのではないかとということで、2
点御質問させていただきます。

以上です。

八木部会長 食糧貿易課長、お願いします。

高本食糧貿易課長 お答えいたします。改革のスケジュールはどういうふうになっている
かということでございます。

先ほど御説明で少し申し上げましたけれども、私どものこの改革、これは先ほど申し上げ
たとおり、基本計画の見直しということでございまして、その中で、プロの農業経営に集中
していくという中で、品目横断的に経営安定対策というものをつくっていくということが柱
の1つとして出てきているわけでございます。それに関連いたしまして、私どもやはりその
中に麦というもの、麦作というものが当然入ってくるということでございまして、この基本
計画の見直しが17年3月に策定することを目標とするということでございます。

したがって、それを逆算すれば、私どもの改革も同じような形でやっていかないと
いけないというふうに私ども強く思っているところでございます。同じようなペースといいま
すか、それを踏まえながら、それから後ということではなくて、同時というつもりでやって
きたいと考えております。

それから、2点目の御質問で、「麦の生産者に対する意向調査結果」でございます。これに
つきまして、これは実は今年の10月に約3,000名を対象にいたしまして調査をした結果でござ

いまして、回答率は約6割ということでございます。

最初のページに結果の概要が出てございますが、特にコメントするとすれば、私ども今もお示しいたしました麦の大綱の検証という中でも少し言及しておりますけれども、概論的に言えば、例えばなかなか情報が伝わらないといった話とか、あるいはここに書いてあります播種前契約、今の意識の問題といったようなことについてはもう少し意識が全体としてそういう評価をしているのが少ないのかなということとか、検証でお示したようなことが傾向として出ているのではないかなという思いを持っております。

八木部会長 局次長さん、お願いします。

伊藤次長 麦政策の見直しのスケジュール感ということですが、若干補足しますと、お手元の資料の中に、基本計画に関する審議の進め方という本審議会の方で基本計画の見直しを進めていただくスケジュールが書いてあります。下の方に挟んであってわかりにくいかもかもしれませんが、1枚の紙でございます。

実は先ほど申しましたように、9日に大臣の方から諮問をさせていただきましたけれども、その際にこういうスケジュールで計画の見直しを進めていくということが了承されているわけですが、来年夏ごろに中間論点整理、そして年末に論点整理、17年3月に答申をいただくというスケジュールで進めていくということになっております。この中で品目横断対策を重要な柱として検討を進めていくということでございますけれども、ただ、その品目横断対策の検討を待って、その中でやっていくということになりますと、時間的にまだ少しかかる内容になりますので、それはそれとして進めていきつつ、麦政策単独でもきちんと見直しを進めていく。来年秋にもまた決定すべきものがございまして、品目横断対策の進め方、検討の状況を踏まえながらも麦政策自身も随時見直しをしていくということやっていきたいと考えております。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 めぐる状況の8ページであります。今後の課題が整理されているわけでありまして。幾つか質問したいわけですが、に「国内産麦については、品質の向上、生産性向上の遅れが見られ」とかなり率直に書いてあるわけですが、その点は参考2の資料の「新たな麦政策大綱」の検証の中で整理された上でこういうふうにおっしゃっているのかどうかですね。こんなふう、「品質の向上、生産性向上の遅れが見られ」というふうに言い切ってしまうのかという驚きであります。相当な民間流通の取組の中で、相当な努力がなされていると私は承知しておりますので、2年や3年でしっかり生産段階で転換しますよとおっしゃる

のなら別ですが、そうでない中では、相当の努力があると思っております、その部分の評価はどうなっているのかということでもあります。とりわけ梅雨前の収穫の品種が開発されて、きちっと定着する取り組みになっているのかどうかですね。

それから、米の生産調整をやっているわけで、水田の作付作物が麦や大豆や飼料作物等あるわけですが、麦以外の作物として、こういうものがちゃんとあるんだ、だから心配ない、麦との間でバランスのある作付をやっていけるじゃないか、というふうに言い得るんならまだこう言っているですよ。それが無いのに、ないというか、評価の問題なんだけれど、それなのに、こういうふうにしっかり言っちゃっていいのかということなんです。

先ほど小熊委員の方からもありました。検証のことですが、評価されておまして、私もそれはそれで努力があったのかかもしれませんが、一体この検証はどなたがおやりになったのかですね。その点、お聞きしたいわけで、役所がやりましたよというのであれば、それはそれで役所がやったというふうに書いてもらいたいし、言ってもらいたいし、そうじゃなくて、やっぱり民間流通を仕上げてきて、麦政策大綱をつくってきたのは、関係者がいっぱいをつくってきたわけです。実需の皆さんも、流通関係の皆さんも、製粉メーカーの皆さんもひっくるめてやってきたわけだから、そういう中で検証が多分なされてここまでおっしゃったのかどうか、それを確認したいというふうに思います。

そう考えると、これまでの成果というふうにお書きになると、論点で整理されているところに相当の矛盾があると見ざるを得ないわけです。成果についてそれなりに品質の向上や努力がなされて、民間流通も伸びているよと書いてある一方で、依然として需要と生産のミスマッチがあると書いてしまわれるわけですね。そして、その上で課題や原因で播種前契約等々についてどうも見直すみたいなのが書いてあります。

しかし、播種前契約や事前の価格決定は議論して、議論して、議論した上で「新たな麦政策大綱」の中に組み込んでいった。こういうことをすることによって需要動向が生産に反映するという理念のもとにやったわけなんだから、そこはもっと徹底して検証してかかるべきなのに、余りにも簡単な結論を私は出し過ぎているというふうに思います。

それから、検証の方の2ページの論点で、「上記の状況下での生産増に伴い、財政負担が増加(約1千億円)」と整理されているが、こんなこと聞けば、だれだってものすごくびっくりして、こういう麦政策やっているのはおかしいじゃないかと、見直せばいいじゃないかという話になるのは当たり前だと思うんです。とすると、ここを書く以上は、一体それでどんな麦の管理があるのか、どんな財政負担の仕組みがあるのかということをやっぱりちゃんと絵

を描いて、そしてそれなりに考えてやらないといけないのではないかと。私は聞きたいんですよ、こういうふう書いてあったら、それじゃ、麦の管理、どうするんですかと。国内産麦は投げますかと。そういうことについて、麦をこんなふうに国産麦優先でいかにざるを得ないという仕組みの中で、麦管理をどうしようという、もっと慎重な対応があっているのではないかとこのように考えざるを得ないんです。

ちょっと申し上げておきます。

八木部会長 局次長さん。

伊藤次長 今、麦政策大綱の検証という資料についてお尋ねがございましたけれども、この資料の性格を明確にしていなかったのは大変申しわけなかったと思います。

あくまでも今日こういう点についても御議論いただくということで、これからまさにいろんな方に議論いただきながら詰めていくという、その素材ということで出したものでございますので、その点は明確にしておきたいと思います。

したがって、この中に書かれていることにつきましてもこれで決め打ちと、確定版ということではなくて、皆様の今日の御議論も踏まえながら練り上げていって方向性を出していきたいというものでございますので、その点はそういう御理解でいただきたいと思います。

八木部会長 よろしいですか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 意見開陳も一緒にということでしたので、麦については妥当だというふうに思っております。

製粉業界では、極めて困難な状況の中で、とにかくちょっと率は少ないのですが、引き下げていただいたということについて、小麦粉調製品等の輸入抑止力になるのではないかなということ期待をしているところであります。

この麦価の算定について確認だけさせていただきたいのですが、0.5%の引下げ諮問ということで、これは算定の結果だけではなくて、政策意思が働いたということで理解をしてよろしいでしょうかというのが1つ。

それから、2つ目と3つ目、質問なんですけど、日本農業新聞の12月5日と12月9日号に麦のコストプール方式を経営安定対策に転換、農水省、財政難で見直しと、こう書いてあるんですね。中を見ますと、輸入麦から差益をとる方式は何らかの形で維持したまま、その財源の一部を品目横断的な経営安定対策の財源に活用する案が浮上している。農業新聞が書いたことですから、わからんということでもいいんですが、これを読むと、要は財源難になった

からコストプール方式を見直すという見出しなんですね。それではちょっと話がおかしいのではないかな。やっぱり麦改革の一環として見直しをするというふうなことなのではないかなというふうに思っていますし、ましてや輸入差益の一部を品目横断的な対策の一部を活用する何とかと書いてあるのは、小麦の輸入差益を、例えば砂糖や馬鈴薯の方も含めた品目横断的な経営安定対策に使うというふうなことだとすると、これはまたえらい話だなというふうに思っていますので、もしもこの件についておわかりであれば教えていただきたいのが2つ目。

3つ目は、昨今の新聞にF T Aのことが随分報道されております。特にメキシコは別にして、これから東アジア、韓国を含めて来年からどんどん交渉するんだと、こういうふうに言っておりますが、この東アジアは中国を除いては小麦はほとんど生産量はゼロであります。しかし、各国とも製粉会社は存在し、ミックス粉や調製品を生産しております。こういう国とF T Aの交渉をしていく時に、小麦関連業界、これは小麦生産者も同じなんですが、F T Aの原則論どおりいった場合には、小麦粉の関税も限りなくゼロになる。小麦粉調製品の関税率もゼロになるというふうな話に形式的にはなるだろうと思うんですが、一方で原産地規制とか、迂回輸出の禁止だか、何だとかというようなことがたしかあると思っておりますので、F T Aの交渉、東アジアとの交渉において、小麦を生産していない国が日本に小麦粉調製品や小麦粉が重大関心品目であるという時の心構えについて教えていただければありがたい。

以上です。

八木部会長 次長さん。

伊藤次長 まず今回の麦の標準売渡価格の中に政策意思がきちんと含まれているかということですけども、当然そういうことでございます。諸事情、考慮すべき事情はありますけれども、小麦粉調製品の輸入の状況、製粉企業の経営の状況なども含めて総合的に勘案した意思がそこに込められているということでございます。

それから、日本農業新聞の記事については、私ども責任持てませんので、正直言いましてまだそんな煮詰まった議論をしている段階でもございませぬので、どこでどう取材をしたかわかりませぬけれども、そういう事実はまだないということでございます。

F T Aについては食糧部長が中心に当たっていますので、部長の方から。

武本食糧部長 F T Aにつきましては、基礎的な話でございますけれども、ガットの第24条という条文がございまして、ほぼすべての産品について自由貿易に転換するという規定が

ございまして、ほぼすべての産品をどう解釈するかということで確定的なものはないのでありますけれども、これは輸出、輸入、両方の金額ベースでという場合が多いのですが、90%超の産品とに言われていますので、通常の場合にはあるセクターを全部抜く、つまり農産物は農産物だけは全部抜いた自由貿易協定というのはガット上は認められないという、整理になっています。

したがって、我が国、特に先進国においてはそういうF T Aは結んでおりませんので、我が国においても農産物を除いたF T Aではない。つまり、農林水産物を含めたF T Aを締結していくというのが政府の考え方であります。

その場合、F T A、原則的には10年以内に関税を撤廃するというものでありますけれども、その原則の中で2国間の交渉を通じて若干の弾力的な対応が図られているのが実態、現実のF T Aでございます。そういった中では1つのやり方は、生産性向上をとにかく図って関税撤廃の時期を10年の期間の最後の方に持っていくという対応の仕方、つまり即時撤廃ではなくて、10年間なら10年間の時間を稼ぐというやり方もあります。それから、もう1つは、関税撤廃の例外にしていくという、そういう取扱いの仕方があります。この撤廃の例外にするというのは2つありまして、およそ例外にしてしまうということと、一定期間後に再協議しますと。一種の先送りというものですが、そういう対応の仕方もあります。

それから、中村委員御指摘の原産地規則ですね。これは農産物よりは、通常工業製品なんかでも多いんですけれども、部品をどこまで国なり、地域のを調達して製品を仕立て上げるかというようなことで、原産地規制ということでその割合を決めていくというのがあります。当然加工農産品についてもそういった考え方を取り入れている場合が通例でございますので、その比率を2割でとるのか、6割でとるのか、8割でとるのかによってその意味する内容は全然違う。例えばということでわかりやすく申し上げれば、日本の鉄鉱石を使った鉄鋼に限って関税を撤廃するという協定を結ぶとほとんど我が国はF T Aにおいては何ら利益を得られないという形になってしまう。その逆をやれるかどうかという話に原産地規制というのはあります。ですから、そこはまた交渉事でありますから、どのような形でやっていくのが全体の国益にとって有利なのか、さらに言えば農産物全体の交渉分野の中で、どういう選択、オプションをしていくのが有利なのか、このような中で考えていくべき話でありますし、もう1つは、麦政策改革を我々もとにかく早く進めていかなければならないという意味は、別にF T Aをして市場を開放したいからやるわけではなくて、国内生産を維持していくためにも構造改革というんでしょうか、生産性を向上するためにも麦政策改革の議論を踏

まえて仕上げていきたいと考えているところであります。

八木部会長 ほかにございますでしょうか。

立花委員、どうぞ。

立花委員 2つばかり。1つは、資料についての若干私の印象と、それから意見の開陳ということでございますが、まず「麦の政府売渡価格等をめぐる状況」の資料で全体の需給等々よくわかりました。

それから、参考の2の「新たな麦政策大綱」の検証」ということで、これは性格等がどうかという御質問が先ほど山田さんからございましたが、山田さんはかなり一方的ではないかという印象で、そんな感じからのコメントだったと思うんですが、私は率直なところ、小熊さんがおっしゃられたと同じような印象でよく農水省の事務当局でこの大綱について、項目、成果、あるいは論点、原因等々、比較的よく整理されているのではあるまいかなという印象を受けました。

それに関連して、先ほど小熊さんがおっしゃったように、無制限買入れの問題とか、それが落ちているのではないかという御指摘がありましたが、私も全く同感で、あるいは物流コストの低減という見地から過去何十年も言われていますけれども、例えばフレコン、ばら流通だとか、こういった点については流通コストということでくられるのかもしれませんが、物流の合理化というのも非常に大事なことで、その辺がどうなっているかというのがこの検証の資料ではよくわからなかったので、きちっと俎上にのせて問題意識を共有していくことが次のステップとして非常に大事な資料だろうなと思って拝見しました。

それに関連して、山田さんの御懸念もわかるんだけど、例えば財政負担が1千億円になったということで、これなら制度改革のあれを出せと、山田さんはそこまで議論されたけれども、だけど、上記の状況下で生産増に伴って、財政負担が増えているということは歴然たる事実で、これを言うんだったら制度改革全体の姿を示せというのは私も山田さんの立場はよくわかりますけれども、私は、ちょっと論理が飛躍し過ぎではないかなという感じです。要はこういった生産対策は一体だれが、どういう形でコストを負担しているのかという、そのところが問題の共有の出発点だと思うものですから、きちっとだれがどういう形でコストを負担して、これが成り立っているのかという、そのところが制度の根本ですから、私は、立場が違うのかもしれませんが、これはこれで私はいいんだろうと思って伺いました。

それから、もう1つは、今回の政府売渡麦価についての意見ですが、私は過去3年間据え

置きということで今回0.5%の引下げということで、引下げの努力への取組は私は大変だったと思います。ただ、国際的な流れから言えば、内外格差の縮小というのは非常に大事な課題になっている時だけに、願うわくばもう少し大幅なという感じは個人的にはそんな印象を持ちますが、0.5%ということでやむを得ないのかなという感じはいたします。

それから、もう1つは、これに関連して麦政策の検証、それからそれを踏まえた改革の方、これは残り時間が残されていないということで、ぜひ加速していただいて、要は何回も私はこういう場で申し上げていますが、生産者と消費者というか実需者が対立する図式というのは一番好ましくないわけで、やはり一定期間の保護の必要性というのはよくわかりますから、保護の仕方が国際的に整合性のとれた仕組みにする必要。そういう形で政策当局の方も保護の仕組みといいますでしょうか、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

以上でございます。

八木部会長 ほかでございますか。

奥村委員、どうぞ。

奥村委員 私もこの資料の今後の課題の方の検証の仕方でありまして、特に麦の生産についての転作麦の生産量が拡大しているということだと思っております。生産者のためにもきちっと安定した価格、安定した量を供給するためにも生産調整をしています。その一環として余った水田を基本法にも明記されてあるように、水田の機能を維持した確保をするために、麦なり、大豆なりつくっているという面もあります。そういうところをきちんと評価していただかないと、例えば気象条件とか、水田に畑作物を植えるわけですから、そういうものに適した品種も我々にとって与えられるわけでもないし、気象条件を変えられるわけでもないし、水田を35%、40%畑作につくり変えてもらえるわけでもないし、そういう中でいる努力してやっている中で、悪い麦だから需要がないからとか、だからそれに見合った価格で売らなければ売れないとかというような判断を安易にされるということは大変我々にとって心外ですし、そういうことを容認するような、今日は売渡価格の決定ですからいいんですが、買入価格等についてもそういうようなことであるならば、生産それ自体も壊れかねないと、こういう懸念もされるわけで、それと連動したような形で買入価格等の決め方、それから麦作経営安定資金のあり方等を議論されたら、地域農業とか日本の農業というのは大きな問題になると懸念されますので、そういうことを踏まえた慎重な検討をいただきたいと思っております。

八木部会長 中村委員。

中村委員 私は意見開陳を終わってしまったのですが、やっぱり今の山田さん、奥村さんの話はちょっとおかしいんじゃないかという気がするんですね。つくりたくてつくっているのではないと言われると、それを使っている方の立場からすると、まことに、何ていいですかね、それじゃこっちは何て言えばいいんだろうかというふうな感じがするわけで、もちろん国内産麦について多くの生産者の方が努力されていることについて我々もそれは認めているんですね。努力と成果が上がっているかどうかというのは必ずしも一致しないわけでありまして、我々は成果が十分に上がったというふうに我々実需者の方も思っているわけではありません。しかしながら、その努力については、特に畑作地帯を中心にした生産地帯では相当な努力をされているというふうに思っております。ですから、その努力が近い時点で成果につながるようにやっていていただきたいと思っておりますので、前にも申し上げたと思いますが、小麦というのは、愛情を持ってといいますか、こまめにいろいろ管理することによって品質は相当よくなるんですね。ですから、しょうがないからつくるというのではなくて、ぜひ商品としてきちんとつくっていただいて、愛情を込めてつくっていただければ我々製粉会社も愛情を持って小麦粉にして届けたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願います。

八木部会長 ほかにまだ発言していない方……。

こもだ委員、どうぞ。

こもだ委員 私もこのA3の大きな紙に大綱の検証をまとめていただいたのはとてもわかりやすくていいかと思うんですが、山田委員の御発言に対して、中村委員の今の御意見もありましたけれども、どちらのことも私はもっともだと思いますのは、この御説明を受けました時に私申し上げたんですが、例えば大綱の最初のページに、転作地域を中心と需要と生産のミスマッチが依然として存在するとか、なかなか生産品の品質が上がらないとかいうお話がありましたけれども、やはり生産者の方は一生懸命努力していただいているかもしれませんが、麦に関してはやはり大きな立場で、米、麦は行政の指導、農協さんの指導といういろいろな意味で生産者を指導してこられたところの力が大変大きく働いている生産物だと思います。そういった点で、やはりその指導側のミスというのか、手遅れというのもあったのだと私は思うんですね。ですから、このトーンだと依然としてミスマッチがあるなんていうと、だれが今まで指導してきたのかみたいところでやはりちょっと疑問を感じざるを得ないんですね。

確かに食生活はどんどん欧米化といいますか、進化してしまっていて、米を食べる人は需要ど

うどん減っていったら、麦は上がっているから、上がっていく時に食生活が向上して、目指す方向ということにグレードの高いものを求めていますから、製粉の方もおっしゃいましたように、パンなども本当にバラエティ化して、さまざまなパンがさらに求められるような傾向になっておりますので、そうした生活者全般のいわゆる麦製品に対する需要の中身ですね、質の向上はどうなっているかというところのとらえ方がちょっと遅かったんだろうと思うんですね、指導者側に品質ニーズのとらえ方が遅く、どんどんそういうふうにはいいものを求めていくとなれば、早目によいものが見つかるような対策をどの時点からどうしなければならなかったということもあろうかと思しますので、そういう点は十分にお互いに踏まえなければならぬことだなという気がしております。

八木部会長 横川委員、どうぞ。

横川委員 「新たな麦政策大綱」の検証としては、大変よくできていたので、後は、もう少しスピードアップさせることを希望します。

一番問題になりますのは、輸入品と国産品の価格差が大き過ぎて国産品の競争力がなくなってきていることです。うどんの例では、輸入される冷凍品の品質がよくなりまして、国産品のそこそこのものより輸入の冷凍うどんの方がよくなってしまふ。その結果、日本よりも人件費の安いところで作り、安い運搬費でどんどん持ってきてしまふ。日本は一体どうするのか、加工は全部海外でやるのかという話になります。いろいろな観点で、補てんするということは構わないのですが、消費者の立場では「消費者の家計を安定」という中には価格は入っていないのかと思うのは当然ですので「安定」というのが供給だけではなく生活の安定でもあるとすれば、値段をもっと下げていくことが実は生活安定ではないのかと思います。その上で、どこまで下げるべきなのか、国際競争力を持てる範囲までなのかある程度の方角を明確にしないと、どうも改善が進まない気がします。

国内できちんとつくる価格が、そのまま輸入品と競争できるか価格になるようにしていくこともとても大事なのではないかと思いますので、それも含めてこの問題に取り組んでいただきたいと思います。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉委員 論点が異なるかもしれないのですが、1点教えてほしいのは、政府買入れ数量の1,000トンのコストはどこに入っているのか、ちょっと教えていただきたいのが1つですね。これは入っているんですね。ちょっと数式でわからなかったのがあるので教えていただきたいのが1つです。

それから、先ほど次長から新たな麦政策大綱の検証については今日の論点だというお話がありましたので、あえて時間をおかりして申し上げますと、私、この論点は極めてフェアにできていて、問題の指摘も当を得たものではないかと思って見ておりました。ですから、こういうのが出てくると、こういうのに引きずられてしまって間違った結論になるのではないかという御意見もあったんですけど、ただ、麦政策に関しては、利用する方も生産する方も、それに対するインセンティブがない。それをかなり政策的な配慮でもって結びつけて、国内麦を何とか保護しようというか、増産していこうという苦肉の策があったのが、そろそろ限界に達しているというふうなことが明らかになってきているんだろうというふうに思うんですね。

ですから、そういう意味では、10月に私どもの審議会で「新たな麦政策大綱」の推進状況や品目横断的な政策など関連諸施策の検討状況を早急に検討しろという要望をいたしましたので、この要望を今回もさらに加速させて、先ほどいただきましたスケジュールではたしていいのかわからないのですが、このスケジュールをさらに加速させて、さらに抜本的な改革をしていかないと、とてもじゃないけど国内麦は保護できないのではないかという気がしております。

そういう意味では、私が言いたいのは、早く抜本的な改正をやってほしいという、そういう話であります。

八木部会長 いろいろまだ議論は尽きないわけでございますけれども、やや時間の関係もございまして、今日はまた米の標準売渡価格についても審議しなければいけないということがございまして、一応それらの方に議題を移させていただきたいと思っております。

なお、まだ発言されておられない、麦についてももう少し発言されたい方がおられましたら、あわせて御発言いただくということにしたいと思っておりますので、米穀の標準売渡価格についても御意見がありましたらお願いいたします。

藤尾委員、どうぞ。

藤尾委員 2ページですけど、標準売渡価格、これは3月31日までということは、4月1日からは入札機構に移すということでもいいわけですね。

それともう一つ、1万5,925円の価格が出ていますけれども、この価格が我々としては15年産と見ているわけですか。そこら辺ちょっと教えてほしいわけです。これが14年産ではなしに、15年産と見てよろしいですね。 はい、わかりました。

八木部会長 計画課長の方から改めてお願いします。

今城計画課長 1点目でございます。入札を基本とする販売というのは、今まで食糧法で随意契約という形で食糧法の規定に基づき売渡予定価格を定めて販売するという形であったわけですが、その食糧法の規定によるものではなく、基本的に会計法のいわゆる入札手続と申しますか、いわゆる政府物品の販売の考え方で入札をしていただくということでございますので、あくまでも政府が入札を実施するというところでございますので、政府米を売のをどこかに移管するとか、そういう意味ではございません。

したがって、入札に際して予定価格を定めて、それで札を入れていただくという販売方式になるということでございます。

2点目の標準売渡価格というのは、あくまでもそこが一番近いところの価格、新しい米の価格でございますので、当然のごとく、御承知のとおり、そこから予定価格は年産格差をつけましてやっておりますので、そういう意味としてとらえていただければ結構ということでございます。

八木部会長 ほかに質問、あるいは御意見等ございますか。

峰島委員、どうぞ。

峰島委員 私たち生産者として、先ほど出ましたつくりたくてつくっているのではないというこの言葉に対しまして、私は、麦をつくるに当たって、やはりお米の生産調整というところからきているということを忘れていただきたくないんです。長年生産調整をしてきまして、そうしたら、じゃ、何をやるかということから生産者は麦をつくる。そういったところでいろいろな問題がこれには絡んでいるということを皆さんに知っていただきたいと思うんです。

そこで品質のいい麦というものに対する研究とか国の指導とか開発とか、そういうところにもっと力を入れて、生産者にこうすればいい麦ができるんだという指導をこれから徹底的にやっていただきたい。そして担い手が育つような政策をとっていただきたい。そのように考えます。

八木部会長 今日技術開発の担当者はお見えですか。

お願いします。

月山生産技術会議地域研究課長 技術会議の地域研究課でございますが、特に品種の開発につきましては、先ほどから話も出ておりますけれども、我が国の季候条件に合ったところでは、収穫期が梅雨に当たるところで、とにかく収穫期を早くする。あるいは穂発芽性を強くするとか、アカカビ病という点が1点ございますのと、もう1つの大きな柱

としてはやはり日本めん用が中心でございますから、製めん適性といいますが、その大きな2つの柱で品種開発をやってきてございまして、これまでも、例えば関東向けでありますと、アヤヒカリということで、かなり収穫期も早くて、製めん適性もすぐれているというものができつつありますけれども、そういう中で、めんのお食感につきましては、かなり目標に近づいているのではないかなと思いますけれども、今日の資料の中にもありますように、どうしても色の点が遅れてございます。色につきましては、かなりポリフェノールといいますが、こういう物質と色との関連がかなりわかってきておりますので、そういう点ではこれからは色の方に重点を置いて、とにかく外国産に匹敵するようなものに向かって品種開発をやっていくという点がございまして。

それと、めん以外にも、一部でございまして、パン用ということで、ニーズもございまして、西日本向けにはニシノカオリというのができておりますし、北海道の秋まきということで、キタノカオリという品種もできております。

そういう意味で、まだまだ十分ではございませんけれども、何とか日本の季節に合った、製めん性、製パン性に優れた品種開発に努力しておりますので、期待をしていただきたいと思っております。

八木部会長 ありがとうございます。

大木委員、どうぞ。

大木委員 今御回答いただいて、私はミスマッチが起きる原因というのは、消費者としてどんなことなんだろうと思っていたんですが、やはり品質の改良ということですか、これを国がより進めて、生産者がいいものを、日本の国に合ったものをつくるような努力をされてほしいと思います。

今日は価格を決めるということでここに参加をさせていただいておりますけれど、その前に安全性とかいろいろありまして、消費者というのは小麦、麦ということの意識というのが、まずここに来る前に一般の者としては小麦についての品質とか、意義とか、そういうことが全くというか、ほとんど理解ができていないということが1つあります。ですから、もう少し麦ということに関して情報として広報活動というものも力を入れるべきではないかと思うんですね。

どうしても麦ということになりますと、加工品の形だけで私たちは見ておりませんので、お米と同じように主要食糧であるというふうに思っていますけれども、そこで意識の盲点というのがそこにあるような気がするもので、例えば理解をするためにということで、お米で

すと、体験学習とかもいろいろあって、こういうことをして、稲刈りとかというのもよく報道もされますし、そういうこともありますよね。小学校とかでもミニ田んぼとかというのもやっていますし、そういうのがないところで、稲を鉢で植えたりして、理解をしてもらえるように進めています。麦に関しては全くそういうことが今までなかったと思うんですね。それで、都会から麦秋というものはほとんど消えていますし、あったとしても大麦と小麦の、見分けもつかない消費者がミスマッチがどうのこうの、小麦がいろいろのと言われても本当にわかりにくいというのがあって、もう少し私どもも安全ということでは、北海道の消費者協会で、パンをつくる時にどの小麦を使ったら一番いいかというデータで実験をしたら、国産の小麦からはポストハーベストが出てこなかったという話もあって、消費者は安全性ということを非常に気にして、農薬の問題も気にしておりますので、ぜひ安全な国産のものを奨励していただいて、先ほど生協の方が価格が高くて、品質どころじゃないというお話もありましたけれど、品質がよくなって、国産は高くてもよいとか、品質がよくなってもいいというのではないというようなことで、そういう意識、それもありますけれども、もう少し一般の人が麦に対する理解があるとまた違ってきて、これを一生懸命やってみましょうというふうな感じになってきますので、お互いだと思いますので、麦に対する広報活動というものを、これを一般の人たちにもっとわかるようなものをしていただけたらいいなと思っております。

八木部会長 今井委員、どうぞ。

今井委員 資料3の6ページに、小麦粉の調製品の輸入動向ということが書いてありまして、これを見た時に、これからどんどん輸入物が入ってくるんだなということで、国産がこれからだんだんどうなっていくのか、すごく心配になりました。それで、先ほどの品種開発のこともぜひ進めていっていただけないなと思ったり、米の粉をもっと利用していただきたいなと思うんですね。先ほどFTAの話が出ていましたけれども、日本型のFTAというんですか、加工米が今度直接契約ができるということになりそうなので、できれば麦も大事なんです。米の粉の利用ということで日本型のFTAを考えていただきたいなと思います。

八木部会長 吉水委員、どうぞ。

吉水委員 今日は遅れまして申しわけありません。

先ほどの大木委員の御意見に全く賛成で、またそういう広報活動といいますが、この委員会に参加させていただいて、麦の諸事情というのが初めて少し理解できまして、こんなふう

になっているんだと驚いたり、感心したりということが私自身ありますので、先ほどの大木委員の意見には賛成です。

片やなんですけれども、きっと品質の差というのがわかりにくい状況の中で、やはり生産者の方々というのもいいものをつくるというモチベーションというのが起こりにくいのではないかなというふうに思いまして、コストプール方式ということの御説明を伺いまして、その中、民間流通麦の中では麦作経営安定資金というものが一番多く比率を占めていると思うんですけども、これが均等に配分されるようなものなのか、あるいは例えば1つのモチベーションにつながるような配分の仕方というものが考えられるようなものなのか、ちょっとその辺よくわかりませんでしたので、お答えいただけるとありがたいと思います。もし重複するような質問をどなたか先になさっていたらお許してください。

八木部会長 食糧貿易課長、お願いします。

高本食糧貿易課長 今回の麦作経営安定資金は今のところつくった人はもらえるということになっていますが、細かく言えば、この品種をつくればこれだけのという若干の銘柄間の格差はございますけれども、一応麦をつくればもらえるという状況になっております。考え方として、今、委員御指摘のとおり、そういうものをどうしていったらいいのかということはこれから考えなければいけないなと思っております。

八木部会長 次長さん、ありますか。

伊藤次長 いくつか伺っていて、技術開発ですとか、品種改良の点で何人かの方から御指摘がありましたけれども、今まで米にばかり力が入っていたという御批判があったのは事実でございます。長い歴史を見ますと、米の品種改良、あるいは技術開発というのは相当進んできたわけですけれども、それに比べて麦、大豆が相対的には遅れていたという、これは御批判を受けざるを得ないと思っております。

最近になってそういう反省のもとに、麦、大豆の技術開発、あるいは品種改良についても相当力を入れてきているということでございます。まだまだでございますけれども、先ほど説明があったとおり力を入れてやっていきたいと思っております。

それから、広報ということで、正直言いまして新鮮な御意見の印象があったのですが、確かに米については相当やってきておりますけれども、小麦については、御指摘のとおり、加工して利用するという形態が中心なものですから、米に比べて一般の方への情報提供は少なかったかなという反省はしております。

今、食糧貿易課長から説明しましたけれども、今年の秋に麦作経営安定資金を議論する時

に、品質向上とか、あるいは担い手という観点、そこでウエートをつけるということも導入しております。ただ、それが十分かどうかという議論もございまして、今度麦政策見直しの中でそういうものをもっとやっていくべきではないかという御指摘をいただいているという状況だと思っています。

八木部会長 小熊委員、どうぞ。

小熊委員 諮問に対する意見開陳をしておりませんでしたので、消費者の立場から2つのテーマについて意見開陳をさせていただきます。

1つは、麦の方でございませけれども、麦の標準売渡価格につきましては、家計費の動向等を踏まえていただいたものであること、それから麦政策改革を早急に行うということについての表明があったこと等を踏まえて、この内容に賛成でございます。

また、米の標準売渡価格の改定につきましても、改革の移行期における3カ月の限定的な中身ということで、据え置きということで妥当ではいいかということで、こちらについても賛成を表明したいと思います。

以上でございます。

八木部会長 ありがとうございます。

加倉井委員、何かございますでしょうか。

加倉井委員 一般的な言い方をします。諮問についてはこれによろしいのではないかと思います。

コメントとして1つだけ申し上げますが、それは今、国に収入がなくて、国民も非常に苦しんでおりまして、例えばリストラだとか、倒産、フリーターという存在もありますが、フリーターというのは英語で見たら、ドロップアウトと書かれていたので、これはとんでもないひどい事態だなということを感じております。

そういう状態の中で財政から支出して、農業を保護するということについては、私は基本的に一定の保護が必要だという立場ですけれど、やり方はやっぱり非常にうまくやらなければいけない時代が今きているのだと思います。そのうまくやるやり方は、日本の農業がうまく発展するように、そういう使い方をする。私は総合的にみんなに配るという形はもうできなくて、やはりやる気のある人というか、認定農業者というか、いろんな言い方があると思いますが、やっぱり日本農業を支えていく人たちに重点的に金を配るというしかない。少ない金を有効に使わなければやっていけないんだと。その時に、農業に配る金が減るのは問題だという考え方もありますけれども、日本経済のほかの状態はどうでもいいと、倒産があ

ろうと、失業があろうと、それはおれたちと関係ないということはもう言えない。日本経済と一体ですから。そういう状態だと思うんですね。

ですから、これから新たな麦政策とかいろんなことが進んでいくと思うんですが、やっぱり少ない金をうまく使うという工夫を最大限にさせていただかないと、国民としてはなかなか、うん、いいじゃないかとは言いにくくなる。そのように思います。

八木部会長 竹内委員、どうぞ。

竹内委員 私も両方とも妥当という意見でございます。

前から特に麦についての議論が随分行われて、前進もありますし、努力もあります。私は今日出たような議論が、つまりいろいろ問題がいっぱいある。矛盾もいっぱいある。それが全体とした、客観状況、麦が置かれている状況、米と違うような需要も踏まえて、FTAもちょっとありましたが、解決の方向に向かっているのかどうか問題だと思うんですね。確かに前進はしています。しかし、その矛盾が全体として拡大するという、そういう事情もあるわけですね、ですから、これは追っかけっこになっているので、どちらの方がスピードが速いか。その構造がしっかりしたものであるのかどうかということが大事なんだと思うんです。

そういう意味で、ぜひこれは解決の方向に向くようにスピードを上げていただきたい。つくりたくてつくっているのではないとかどうか、そう言われると実需者の方も何て言ってもいいかわからない。使いたくて使っているんじゃないんだとか、そういうような議論ではないのであって、全体の仕組みがうまく前進していくのかどうか、そこがポイントだと思うんです。ちょっとしつこいようですが、だれかが勉強不足とか、研究不足とか、努力不足というような、そういう問題でもないのではないかと僕は思うんです。

全体として、どなかおっしゃったように、愛情が これはちょっと文学的であれなんですが、そういうことをおっしゃっていましたが、これは事実だと思うんですね。いろんなこういう問題についての解決していく必要があるということについての情熱、それを愛情とおっしゃったのだと思うんですが、これはどんな立場の人もみんなあると思います。ただ、問題は全体の仕組み、システムが前に進むような、そこをぜひやっていただきたい。そういう意味において、皆さん何人もおっしゃった、麦生産を取り巻く改革をぜひ加速させてくれ、あるいは前進させてくれという話は私は全く同感でございます。

八木部会長 おおよそ質問、意見も出たようでございますので、このあたりで休憩にさせていただきます。よろしいでしょうか。

世話人の方々には答申案の作成に入りたいと思いますので、起草委員会会場へお集まりいただくようお願いいたします。

なお、答申の起草に当たりましては、本日起草委員長をお願いしている生源寺部会長代理が所要により御欠席でございますが、竹内委員に起草委員長をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

また、審議の再開でございますけれども、おおむね30分後の3時50分を目途としたいと思いますが、答申案の作成状況を踏まえて改めて事務局から御案内させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、休憩に入ります。

〔暫時休憩〕

答申の取りまとめ

八木部会長 それでは、議事を再開したいと思います。

休憩の間に世話人の方々にお集まりいただき、作成しました答申案を起草委員長の竹内委員から御披露いただきたいと思います。

竹内委員 それでは、読み上げます。

答 申（案）

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった麦及び米穀の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

- 1 麦の標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。

なお、農政をとりまく新たな環境を踏まえ、今後更に十分な検証を行い、麦政策の基本的なあり方を検討されたい。

- 2 米穀の標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。

平成15年12月12日

農林水産大臣 亀井善之 殿

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会会長 八木 宏 典

以上でございます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

ただいま竹内起草委員長から報告されました答申案をこのまま決定してよろしいでしょうか。

奥村委員、どうぞ。

奥村委員 私は、麦の売渡価格とか米穀の売渡価格については政府案で決定することに異論はありません。賛成でございますが、先ほども申しましたように、特に麦の売渡価格の決定が生産者の買入価格等にも影響すると思います。我々は国の米政策、水田農業政策の一環として麦、大豆をつくってきたという経緯があります。加えて、生産調整も円滑に行うために、あえて水田、湿田に畑作物を植えてきた、栽培してきたという経緯があるわけありますので、そういうことをきちっと踏まえた上でこれから十分な検討、深い検討をぜひともしていただきたいと思っています。

この意見をつけ加えまして、私は賛成したいと思います。

八木部会長 ありがとうございます。

起草委員会の議論の中でも今奥村委員が発言されたような内容も含めてこの文案の中に入れるということで合意されていると私は理解しておりますので、ありがとうございました。

それでは、この案で決定してよろしいでしょうか。

それでは、そのように決定いたします。

なお、この答申につきましては、後ほど私の方から大臣にお渡ししたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

八木部会長 それでは、以上をもちまして食糧部会を終了したいと思います。

長時間にわたりどうもありがとうございました。

閉 会